

寒河江市告示第 41 号

指定避難所の指定取消しの告示

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 2 項が準用する第 49 条の 6 第 1 項の規定により、指定避難所の指定を取り消したので、第 49 条の 7 第 2 項が準用する第 49 条の 6 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 15 日

寒河江市長 齋藤 真朗

指定取消日	施設名 (指定一般避難所)	住所	その他市町村長が 必要と認める事項	想定収容 人数
令和 7 年 8 月 15 日	にしね保育所	寒河江市 大字西根 169		29 人 (1 人/4 m ²)